

介護保険の施設サービスを使用している方へ 「介護保険負担限度額認定申請」のお知らせ

介護保険施設(老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設)へ入所している方、または短期入所(ショートステイ)を利用している方の居住費・食費に係る費用は自己負担になりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の限度額が設けられています。

●自己負担の限度額(1日あたり)経緯

(単位 円)

利用者負担 段階区分	対 象	居住費(滞在費)の負担限度額				食費の限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多少室	
第1段階	生活保護の受給者の方など	820	490	490(320)	0	300
第2段階	本人および世帯全員が市民 税非課税で、本人の合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	820	490	490(420)	320	390
第3段階	本人および世帯全員が市民 税非課税で、本人の合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が80万円を超える方	1,640	1,310	1,310(820)	320	650

老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

■自己負担の限度額を超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から利用施設に給付されます。限度額を超える利用者負担はありません。

■該当する方は申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

※「介護保険負担限度額認定証」の有効期間は申請をした月の初日から翌年の6月末日です。ただし、4月から6月に申請した場合はその年の6月末日です。

申請に必要なもの 印鑑、介護保険負担限度額認定申請書(健康推進課 介護保険担当に用意してあります)

申請受付・問合先 いきいきプラザ都留内 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5113

「児童手当」を受給されている方へ

現在、児童手当を受給されている方は「児童手当現況届」を提出することが法律で義務付けられています。

これは、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況などを確認審査するための大切な届けです。該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

※提出されない場合は、6月以降の児童手当の支払いが受けられません。

提出期限 6月30日(火)

持ち物 現況届用紙、印鑑、年金加入証明書または健康保険証の写し

◆受給中に次のようなことがあった場合には、手続きをお願いします。

- 住所が変わったとき
- 死亡または資格を失ったとき
- 出生などにより、支給要件児童数が変わったとき
- 公務員になったとき

問合先 市民生活課 年金・医療担当

日本赤十字社からのお願い

国際赤十字では、昨今の赤十字の人道的課題の中でも、特に「新興・再興感染症と公衆衛生」、「気候変動を含む環境破壊」、「国際的な移住」、「都市部での暴力」の4つの主要課題としています。これらの課題を解決するために赤十字、政府、NGO、学会、メディア、企業などが一致して取り組むことが必要であるとして、昨年引き続き「Together for humanity～人間を救うのは人間だ～」を本年の運動テーマに掲げました。

このテーマに添って日本赤十字社は国際赤十字の一員として、国内外において赤十字運動を推進しています。

日本赤十字社山梨県支部では、皆様からいただいた社費を基に平成20年度の事業実績として、郡内地区においては、山梨赤十字病院で産科医1名の確保及び産科病床10床の増床の許可を山梨県から得られました。心から感謝と御礼を申し上げます。

なお、今年度も自治会を通じまして、6月中旬から7月にかけて社費の募集をいたしますので、今後におきましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

問合先 日本赤十字社山梨県支部都留市地区

(事務局 いきいきプラザ都留内 福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112)

